

議案第2号

令 7 都 市 計 画 第 1250 号
令和8年（2026年）1月29日

山口県都市計画審議会会長 様

山口県知事 村岡嗣政

下関都市計画道路の変更について（諮問）

下記のとおり都市計画道路を変更することについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

下関都市計画道路の変更（山口県決定）

下関都市計画道路の変更（山口県決定）

都市計画道路中 3・3・9 長府綾羅木線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経過地		延 長	構造 形式	車線 の数	幅 員	
幹 線 街 路	3・3・9	長府綾羅木線	下 関 市 長府印内町	下 関 市 稗 田 西 町	下 関 市 秋 根 南 町 一 丁 目	約 7,220m	地表式	4 車線	25m	JR 山陽新幹線と立体交差1箇所 JR 山陽本線と立体交差1箇所 JR 山陰本線と立体交差1箇所 中国自動車道と立体交差1箇所 幹線街路 3・3・7 下関駅福江線 と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差8箇所	
幅員の内訳	22m				約 1,970m						
	25m				約 2,650m						
	27m				約 1,800m						
	32m				約 800m						
	なお、長府安養寺一丁目～勝谷新町一丁目に延長約 1,130m 幅員 11.5m～45m の取付部を設ける。										

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

3・3・9 長府綾羅木線

本路線は、下関市長府印内町から広域交通拠点である JR 新下関駅周辺を経由し、同市稗田西町に至る、市中央部を東西に連絡する都市内骨格道路に位置付けられる幹線街路であり、昭和 21 年に都市計画決定されています。

このたび、下関市長府の印内交差点から滑石交差点に至る区間の道路事業に際し、詳細な調査・設計の実施により、道路線形や道路構造の見直しが必要となったため、区域の一部を変更しようとするものです。

新 旧 対 照 表

新 旧	種 別	名 称		位 置			区 域	構 造			備 考
		番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構造 形 式	車線 の 数	幅 員	
旧 幹 線 街 路	3・3・9 長府綾羅木線	幅員の内訳	下 関 市 長府印内町	下 関 市 稗 田 西 町	下 関 市 秋 根 南 町 一 丁 目	約 7,180m	地表式	4 車線	22m	JR 山陽新幹線と立体交差 1箇所 JR 山陽本線と立体交差 1箇所 JR 山陰本線と立体交差 1箇所 中国自動車道と立体交差 1箇所 幹線街路 3・3・7 下関駅福江線 と立体交差 1箇所 幹線街路と平面交差 8箇所	
					22m	約 2,920m					
					25m	約 1,660m					
					27m	約 1,800m					
					32m	約 800m					
新 幹 線 街 路	3・3・9 長府綾羅木線	幅員の内訳	下 関 市 長府印内町	下 関 市 稗 田 西 町	下 関 市 秋 根 南 町 一 丁 目	約 7,220m	地表式	4 車線	25m	JR 山陽新幹線と立体交差 1箇所 JR 山陽本線と立体交差 1箇所 JR 山陰本線と立体交差 1箇所 中国自動車道と立体交差 1箇所 幹線街路 3・3・7 下関駅福江線 と立体交差 1箇所 幹線街路と平面交差 8箇所	
					22m	約 1,970m					
					25m	約 2,650m					
					27m	約 1,800m					
					32m	約 800m					